

意見書の通数及び人数

第 135 回横浜市都市計画審議会

都市計画案に対する意見書の要旨と
都市計画決定権者の見解

1 議第 1043 号 横浜国際港都建設計画道路の変更

3・3・11号環状3号線

3・5・6号瀬谷地内線

2 議第 1044 号 横浜国際港都建設計画道路の変更

3・4・14号三ツ境下草柳線

平成 26 年 11 月 18 日

1 横浜国際港都建設計画道路の変更(3・3・11号環状3号線及び3・5・6号瀬谷地内線)について

	通 数	人 数
賛 成	2	2
反 対	0	
その他	2	

2 横浜国際港都建設計画道路の変更(3・4・14号三ツ境下草柳線)について

	通 数	人 数
賛 成	1	1
反 対	0	
その他	1	

都市計画案に対する意見書の要旨

1 横浜国際港都建設計画道路の変更(3・3・11号環状3号線及び3・5・6号瀬谷地内線)について

整理番号	分類	意見の要旨	住 所
1	賛成	別添「都市計画案に対する意見書の要旨と都市計画決定権者の見解」のとおり	瀬谷区二ツ橋町
	その他		
2	賛成	別添「都市計画案に対する意見書の要旨と都市計画決定権者の見解」のとおり	瀬谷区二ツ橋町
	その他		

2 横浜国際港都建設計画道路の変更(3・4・14号三ツ境下草柳線)について

整理番号	分類	意見の要旨	住 所
1	賛成	別添「都市計画案に対する意見書の要旨と都市計画決定権者の見解」のとおり	瀬谷区二ツ橋町
	その他		

意 見 の 要 旨

1 横浜国際港都建設計画道路の変更(3・3・11号環状3号線及び3・5・6号瀬谷地内線)について

分類	意見の要旨
賛成	事業内容等について

2 横浜国際港都建設計画道路の変更(3・4・14号三ツ境下草柳線)について

分類	意見の要旨
賛成	事業内容等について

都市計画案に対する意見書の要旨と都市計画決定権者の見解

3・3・11号環状3号線及び3・5・6号瀬谷地内線

分類	意見の要旨	延べ数	都市計画決定権者の見解
賛成 その他	<p>変更は計画道路を実現するためにはやむを得ないことで賛成する。ただし、事業実施に際しては地域住民の声を十分に配慮した道路施設を構築してほしい。</p> <p>該当する都市計画道路は50年以上前に策定され、今まで事業化されていないので、遅れた理由を明らかにしてほしい。理由書に事業化の予定を明記しないと変更の可否を判断できない。</p> <p>経済状況が現在のままで、事業実施できる条件と出来なくなる要件を明確にし、実施できない場合の処置を明示してほしい。</p> <p>道路完成後にどのように地域の生活環境が変わるかに強い関心がある。変更後の渋滞状況や、排気ガスによる被害を示してほしい。</p> <p>新しい道路を作る場合、電線地中化、自転車レーン、バスストップ等、より良い機能を備えておくことが重要で、理由書にはこのような機能を記述する必要があると思う。</p> <p>貴重な月日をどうなるのかと不安定な生活を送る事になるので、1日でも早く計画を実行してほしい。</p> <p>住まいの場所が道路となり移任せざるを得ないため、新たなコミュニティを作れる活力のあるうちに移住したい。</p>	2通	<p>本市では、多くの都市計画道路が昭和40年代までに都市計画決定され、本市全域の道路網の中で骨格となる路線や事業効果が大きい路線から順次整備を進めてきました。その結果、都市計画道路の整備率は平成25年度末で約67%となっており、未だ約180kmの都市計画道路が未着手の状況です。</p> <p>未着手の都市計画道路のおおむねの事業着手時期については、平成20年度に、道路局が「都市計画道路網の見直しの素案」とあわせて公表しており、環状3号線の当該区間については、第1期優先整備路線の平成27年度頃までに着手予定とし、瀬谷地内線の当該区間については、着手時期未定としています。しかし、道路の整備に係る予算が年々減少し、予定した優先整備路線の新規着手ができない状況であることから新たな事業着手時期や期間の見直しを進めることとしています。</p> <p>環状3号線及び瀬谷地内線の変更にあたっては、交通量に見合った車線数の設定や、主要な交差点における右折レーンの設置などの交通機能の検証を行い、交通が円滑に処理できる計画としています。また、これらの路線が整備されネットワークとして機能することによって、交通混雑の緩和による環境改善や安全で快適な歩行者空間の確保等に寄与するものと考えています。</p> <p>電線類の地中化（無電柱化）や自転車レーン、バスベイの設置等については、道路局が事業実施の段階に関係機関と協議の上、決定することとなります。また、都市計画道路の整備については、地域の皆様の御要望や御意見を伺いながら着実に進める必要があると考えます。</p>

都市計画案に対する意見書の要旨と都市計画決定権者の見解

3・4・14号三ツ境下草柳線

分類	意見の要旨	延べ数	都市計画決定権者の見解
賛成 その他	<p>今回の変更は、既設道路との調整であるので、認めざるを得ないと考えている。</p> <p>三ツ境下草柳線の事業内容についてはブロック懇談会等を通じて、かなり詳しく説明を受けており、事業区域もA、B、Cブロックの先行事業化も納得している。実施にあたっては、住民の意向をよく配慮した道路にしてほしい。また、事業を早く実施してほしい。</p> <p>計画変更しなければならなかった理由について、公述に対する回答では、古いことなので原因不明との事でしたが、理由も判らず変更していたという事では納得できない。その経緯、理由を地域に説明してほしい。</p> <p>地域としては、この道路が出来る事により地域の生活環境が、よりよく改善されることを望んでいる。環境に、どのような変化が起こるかという事を理由書に分かりやすく述べてほしい。</p>	1通	<p>ニッ橋北部土地区画整理事業区域内の三ツ境下草柳線及び瀬谷地内線については、都市整備局が土地区画整理事業により沿道と一体的に整備することとしています。事業区域については、AからGの7ブロックに分けて検討してきましたが、そのうち東側のA、B、Cブロックを先行して事業を進めることとしています。</p> <p>三ツ境下草柳線の三ツ境駅北側から主要地方道丸子中山茅ヶ崎との交差部までの区間は、昭和40年代から整備を進め昭和56年に整備が完了していますが、一部の区間で都市計画道路の区域と不整合が生じた原因については、現在保有している資料では確認できませんでした。</p> <p>三ツ境下草柳線が整備され、本市郊外部の道路ネットワークとして機能することによって、交通が円滑に処理され、交通混雑の緩和による環境改善や安全で快適な歩行者空間の確保等に寄与するものと考えています。また、これまで住宅地の生活道路を通行していた車両が幹線道路を通行するようになり、生活道路の交通量の減少が期待できます。</p>